

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

(1) 畜産基本・予察調査、畜産統計調査

主要家畜の飼養戸数・頭羽数及びその規模別分布等を把握し、我が国の畜産業の現況を明らかにするとともに、畜産行政の基礎資料を提供することを目的としている。

(2) 鶏ひなふ化羽数調査

採卵鶏の飼養羽数、産卵量及びブロイラー生産量の動向を早期に予測し、生産・出荷量の調整、価格安定等畜産行政の基礎資料を提供することを目的としている。

2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として実施した。

3 調査の範囲と対象

(1) 調査の範囲

ア 畜産統計調査

平成15年8月1日現在の調査より畜産基本・予察調査を畜産統計調査とし、全国を範囲として実施した。

イ 畜産基本調査

平成15年2月1日現在の調査は、全国を範囲として実施した。

ウ 畜産予察調査

平成15年2月1日現在の調査は、2000年世界農林業センサス結果における全国飼養頭数のおおむね8割を占めるまでの以下の都道府県（主要県）を範囲として実施した。

(ア) 乳用牛予察調査・・・北海道、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、長野、静岡、愛知、兵庫、岡山、福岡、熊本

(イ) 肉用牛予察調査・・・北海道、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、新潟、長野、兵庫、島根、岡山、広島、香川、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

エ 鶏ひなふ化羽数調査

全 国

(2) 調査の対象

ア 畜産基本調査

乳用牛飼養者（おすのみを飼養している場合を除く。以下同じ。）、肉用牛飼養者、豚飼養者及び採卵鶏飼養者（成鶏めす1千羽未満の飼養者を除く。）を対象とした。

なお、飼養者が複数の畜種（例えば豚と採卵鶏）を飼養している場合は、それぞれの畜種別に、複数の市町村に同一飼養者が畜舎を所有している場合は、それぞれの市町村ごとに調査の対象とした。

ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（個人、法人）のことであり、学校、試験場なども含む。

イ 畜産予察調査、畜産統計調査

乳用牛飼養者、肉用牛飼養者を対象とした。

ウ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化場を対象とした。

4 調査事項

(1) 畜産基本調査

- ア 乳用牛基本調査・・・飼養頭数、経営耕地・飼料用作物の作付面積状況
- イ 肉用牛基本調査・・・飼養頭数、経営タイプ
- ウ 豚基本調査・・・飼養頭数、経営タイプ、経営組織
- エ 採卵鶏基本調査・・・飼養羽数、経営組織、ひなの導入

(2) 畜産予察調査、畜産統計調査

- ア 乳用牛予察調査・・・飼養頭数、年齢別頭数、月別経産牛・分べん・出生頭数
- イ 肉用牛予察調査・・・飼養頭数、子取り用めす牛年齢別頭数、月別出生頭数

(3) 鶏ひなふ化羽数調査

ふ化羽数、出荷羽数、え付け羽数

5 調査組織

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

6 調査期日及び期間

(1) 畜産統計調査

平成15年8月1日現在で調査した。

(2) 畜産基本調査

平成15年2月1日現在で調査した。

(3) 畜産予察調査

平成15年2月1日現在で調査した。

(3) 鶏ひなふ化羽数調査

平成14年1月～12月の1年間について調査した。

7 調査客体の選定

(1) 畜産基本・予察調査、畜産統計調査

飼養者を、その性格（営利・非営利、規模）により、一般階層と特殊階層に区分した。一般階層は地域、経営タイプ、規模により階層分けを行い層別抽出法により調査客体を抽出した。また、特殊階層はすべての飼養者を調査客体とした。

畜種ごとの調査客体数は、下表のとおりである。

畜種別調査客体数

単位：戸

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏
畜産基本調査 (平成15年2月1日)	5 350	7 200	5 000	3 050
畜産予察調査 (平成15年2月1日)	3 350	3 800	-	-
畜産統計調査 (平成15年8月1日)	5 350	7 200	-	-

(2) 鶏ひなふ化羽数調査

ふ卵器総入卵能力20万卵以上のふ化場及び総入卵能力20万卵未満のふ化場のうち国外・県外に初生ひなを出荷するふ化場を調査客体とした。

8 調査方法

(1) 畜産基本・予察調査、畜産統計調査

乳用牛及び肉用牛の基本・予察調査及び畜産統計調査については調査員による面接聞き取り（特殊階層については郵送により調査）、豚及び採卵鶏の基本調査については郵送により実施した。

(2) 鶏ひなふ化羽数調査

ふ化業者の記帳並びに職員による郵送又は、面接聞き取りにより実施した。

9 取りまとめの方法

(1) 畜産基本・予察調査、畜産統計調査

集計は、都道府県ごとに行った。戸数は、一般階層の調査客体数を単純推定したものに特殊階層の調査客体数を加えて算出した。頭（羽）数等は、一般階層では農林業センサス結果により整理し、毎年の情報収集により補正した全ての飼養者リストの総頭（羽）数及び調査客体の総頭（羽）数を用いた比推定で推定値を算出し、これに特殊階層の調査結果を加えて算出した。全国結果は都道府県別推定値を積み上げて作成した。

(2) 鶏ひなふ化羽数調査

集計は、都道府県ごとに調査項目を合計して合計値を算出し、全てのふ化場を対象に整理したふ化羽数年間実績及び調査客体のふ化羽数年間実績（いずれも前年の結果）を用いて用途別に算出した推定係数を乗じて推定値を算出した。全国結果は都道府県別推定値を積み上げて作成した。

10 用語の定義・約束

(1) 畜産基本・予察調査及び畜産統計調査

乳用牛	搾乳を目的として飼養している牛（将来搾乳する目的で飼養している子牛を含む。）をいう。 したがって、本調査の調査対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。 乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に飼養しているものは肉用牛とした。 ただし、搾乳経験のある牛（乳廃牛）を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中の牛は肉用牛とせず乳用牛に含めた。
成畜	満2歳以上の牛をいう。 ただし、2歳未満であっても既に分べんの経験がある牛は、ここに含めた。
子畜	2歳未満の牛で、分べん経験のない牛をいう。
経産牛	分べん経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分かれる。
搾乳牛	経産牛のうち、現在、搾乳中の牛をいう。
乾乳牛	経産牛のうち、現在、搾乳していない牛をいう。 なお、搾乳経験のある牛を肉用に肥育中の牛（乳廃牛）を含む。
未經産牛	出生してから、初めて分べんするまでの牛をいう。
経営耕地面積	乳用牛飼養者（学校、試験場等の非営利的な飼養者を除く。）が、農作物を

飼料作物作付面積	<p>栽培することを目的として経営している土地をいい、けい畔を含む。</p> <p>乳用牛飼養者（学校、試験場等の非営利的な飼養者を除く。）が、家畜の飼料にする目的で、飼料作物（牧草を含む。）を作付けした田と畑の面積をいう。</p> <p>なお、同一ほ場に2度作付けした場合は、そのほ場の面積とし、表作と裏作の作付面積が異なる場合には広い方の面積とした。</p>
田 畑 借入地	<p>飼料作物作付面積のうち、水をたたえるためのけい畔のある耕地をいう。</p> <p>飼料作物作付面積のうち、田以外の耕地をいう。</p> <p>飼料作物作付面積のうち、他人から借り入れている耕地をいう。</p>
分べん頭数 出生頭数 乳用向けめす 乳用種おす 交雑種	<p>分べんした頭数をいい、正常な分べんのほか、早流産、死産も含めた。</p> <p>生きて生まれてきた子牛の頭数をいう。</p> <p>出生した子牛のうち、乳用に仕向けるめすをいう。</p> <p>出生した子牛のうち、乳用種のおすをいう。</p> <p>出生した子牛のうち、乳用種のめすに肉用種のおすを交配して生産された、いわゆるF1牛をいう。F1めす牛に肉用種おすを交配し生産されたF1クロス牛も含めた。</p>
肉用牛	<p>肉用を目的として飼養している牛をいう。肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、用途・目的によって区分した。</p>
肉用種	<p>したがって、乳用種のおすばかりでなく、乳用種の未経産のめす牛も肉用を目的として肥育している場合は肉用牛とした。</p> <p>ただし、搾乳経験のある牛を肉用に肥育しても肉用牛に含まれない。</p> <p>乳用種以外の肉用牛をいう。黒毛和種、褐毛（あか毛）和種、その他に分類し、その他は黒毛和種、褐毛和種以外の肉用種（外国種を含む。）とした。</p>
黒毛和種 褐毛和種 その他	<p>毛色・角・ひづめは黒色。肉質は他の品種より優れている。</p> <p>毛色は黄褐色から赤褐色。角・ひづめはべっこう色や黒色。</p> <p>黒毛和種、褐毛和種以外の肉用種。無角和種、日本短角種等の和牛の他、ヘレフォード、アバディーンアンガス等外国牛の肉専用種、肉用種の雑種も含む。</p>
肥育用牛	<p>肉牛として販売することを目的に飼養している肉用種の牛をいう。</p> <p>したがって、ほ乳・育成中の牛でも引き続き自家で肥育する予定のものは肥育用牛とした。</p>
子取り用めす牛	<p>子牛を生産することを目的として飼養している肉用種のめす牛をいう。過去に種付けしたことのあるめす牛及び将来種付けすることが確定している牛である。</p>
乳用種 ホルスタイン種他	<p>ホルスタイン種等の乳用種のうち、肉用を目的として飼育している牛をいう。</p> <p>交雑種を除く乳用種のうち、肉用を目的として肥育しているおす牛及び未経産のめす牛をいう。</p>
交雑種	<p>乳用種のめすに和牛等の肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。F1めす牛に肉用種おすを交配し生産されたF1クロス牛も含めた。</p>
経営タイプ	<p>調査時点における肉用牛飼養者の主な経営形態によって、次の経営タイプのいずれかに分類した。</p>
肉用種経営	<p>肉用種の子取り・育成・肥育を主目的とする経営をいう。</p>

子取り経営	子牛の生産を目的とする経営をいう。
肥育経営	もと牛を肉用に肥育することを目的とする経営をいう。
去勢肥育	去勢したおす牛をもと牛として肥育する形態をいう。
その他経営	子牛の育成（育成経営）、子牛の生産から育成・肥育まで行うもの（一貫経営）等の経営をいう。
乳用種経営	乳用種のは育・育成・肥育を主目的とする経営をいう。
育成経営	は育から育成を主とする経営をいう。ただし、は育のみを含む。は育は、生後1～2週間程度のものを導入（出生子牛も含む。）し、3か月程度飼育するものをいう。
肥育経営	育成は、3か月程度の子牛を更に3～4か月程度飼養するものをいう。 育成から肥育を主とする経営をいう。
一貫経営	肥育は6～7か月程度の子牛を出荷時まで飼養する経営をいう。 は育・育成から肥育まで一貫して行う経営をいう。
肉用種の出生頭数	肉用種で生まれてきた子牛の頭数をいう。
豚	肉用を目的として飼養している豚をいう。自家で飼養して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。
肥育豚	
子取り用めす豚	生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚である。
種おす豚	生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚である。
その他	上記以外の豚をいう。また、肥育用のもと豚として販売するものはここに含める。
経営タイプ	調査時点における豚飼養者の主な経営形態によって、次の経営タイプのいずれかに分類した。
子取り経営	過去1年間に養豚による販売額の7割以上が、子豚の販売による経営をいう。
肥育経営	子取り経営以外のもので、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割未満の経営をいう。
一貫経営	子取り経営以外のもので、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営をいう。
経営組織	調査時点における豚飼養者の主な組織形態によって、次のいずれかに分類した。
農家	調査日現在の経営耕地面積が10a以上ある世帯又は経営耕地面積がこの規定に達しないか全く無いものでも、調査期日現在の1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上あった世帯をいう。
耕作農家	農家のうち、調査期日現在の経営耕地面積が10a以上の世帯をいう。
非耕作農家	農家のうち、調査期日現在の経営耕地面積が耕作農家の規定（10a）に達し

協業経営	ない世帯をいう。 農事組合法人及び法人格の有無に関わらず、2戸以上の世帯が肉豚等の生産、販売、収支決算等経営の一切の過程を協同で行い、収益を分配しているものをいう。
会社	株式会社、合資会社、合名会社、有限会社等法人格を有するものをいう。 ただし、協業経営及び1戸1法人（農家とみなす。）を除いた。
その他	農協等が経営している場合をいう。
採卵鶏	鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。
成鶏めす	生後6か月齢以上のめすの鶏をいう。 ただし、種鶏の成鶏めすは除いた。
ひな	生後6か月齢未満のめすの鶏をいい、産卵をしても6か月齢未満の鶏はここに含めた。 ただし、種鶏のひなは除いた。
種鶏	採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏をいい、おすを含む。
経営組織	鶏卵を生産する事業体を経営組織により分類した。 なお、経営組織の分類は、豚に準じた。
初生ひな	え付け前のひなをいう。
大・中ひな	初生ひなのえ付け後6か月齢未満をいい、え付け後90日齢未満までを中ひな、90日齢から6か月齢未満を大ひなという。

(2) 鶏ひなふ化羽数調査

ふ化場	ふ卵器を使用して、卵を人工的にふ化(発生)させる事業所をいう。ここでは、販売及び自家用の鶏ひなのふ化場を対象とし、教育用あるいは研究用にのみふ化する学校、研究機関などは含めない。
(ひなの用途区分)	
採卵鶏	鶏卵を生産する目的でふ化するひなをいう。 したがって、採卵用とブロイラー用の兼用種は用途によって区分した。 ただし、愛がん用(東天紅、尾長鶏、チャボ等)は含めない。
ブロイラー用種鶏	当初から食肉に供する目的でふ化するひなをいう。 採卵用及びブロイラー用のひなの生産を目的として種卵採取を行うためのひなをいう。
ふ化羽数	ふ卵器を使用して、鶏卵を人工的にふ化させた羽数をいう。
出荷羽数	ふ化業者が出荷した初生ひなの羽数をいう。(国外出荷を含む。) また、ふ化場で、大・中ひなまで育成した場合は、え付けをもって初生ひなの出荷とした。
え付け羽数	ふ化業者が出荷(自家育すう用を含む。)した初生ひなを鶏飼養者(育すう業者を含む。)が、え付けした羽数をいう。(国外でえ付けされたひなは除く。)
初生ひなの出荷月	ふ化した月により調査した。 したがって、月末にふ化して翌月に出荷されるひなは、ふ化月の出荷羽数として計上した。

12 利用上の注意

(1) 統計表の地域区分

全国農業地域の区分は、次のとおりである。

全国農業地域	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管内の所属府県は、全国農業地域の所属都道府県と同じである。

(2) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「0」：調査値が表示単位に満たないもの

「X」：秘密保護上統計数値を公表しないもの

(3) 統計数値のラウンド方法は、次のとおりである。

畜産基本調査におけるラウンド方法は、戸数及び頭（羽）数とも原則として、以下のラウンド基準により四捨五入を行った。

ただし、飼養頭（羽）数規模別飼養戸数のうち、最下位層を除く規模階層では2桁以下の数値を原数表示した。

なお、ラウンドのため、内訳と計は必ずしも一致しない。

また、解説中の統計表における頭（羽）数は、原数を千頭（羽）単位で四捨五入を行い表示した。

原数	7けた以上 (100万)	6けた (10万)	5けた (万)	4けた (1000)	3けた (100)	2けた (10)	1けた (1)
ラウンドするけた (下から)	3けた	2けた	2けた	1けた	1けた	1けた	1けた
[例] ラウンドする前 (原数)	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123	12	1
ラウンドした数値 (統計数値)	1 235 000	123 500	12 300	1 230	120	10	0

- (4) 統計表の規模別、経営タイプ別、経営組織別戸数、頭（羽）数については、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた。
- (5) 平成7年及び12年の農（林）業センサス実施年については、畜産基本調査を休止したため、解説中に用いた両年の数値は、畜産予察調査及び情報収集により取りまとめた「家畜の飼養動向」によった。
- (6) 本書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班
電話：(代表) 03 (3502) 8111 内線2842、2843
(直通) 03 (3502) 8094